

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

美祢市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山口県美祢市長

公表日

令和8年2月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	<p>市町村が住民を対象とする行政を適切に行い、また住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。</p> <p>住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。</p> <p>本市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成</p> <p>②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正</p> <p>③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置</p> <p>④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知</p> <p>⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付</p> <p>⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知</p> <p>⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会</p> <p>⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更</p> <p>⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付</p> <p>⑩個人番号カード等を用いた本人確認</p> <p>⑪マイナポータルサービス検索、電子申請機能での転出届の受領</p> <p>⑫マイナポータルお知らせ機能を使用した届出人に対する通知</p> <p>なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第35条により機構に対する事務の一部の委任が認められている。</p> <p>そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p>
③システムの名称	住民記録システム、住民基本台帳ネットワークシステム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、コンビニ交付システム、マイナポータル電子申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
住民基本台帳ファイル、本人確認情報ファイル、送付先情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) <p>住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)(平成25年5月31日法律第28号施行時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求による住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定 <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1,2,3,5,7,11,13,15,20,28,37,39,48,53,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,91,92,96,106,108,110,112,115, 118,124,129,130,132,136,137,138,141,142,144,149,150,151,152,155,156,158,160,163,164,165,166の項) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) : なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない。)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部市民課
②所属長の役職名	市民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	美祢市市民福祉部市民課 759-2292 美祢市大嶺町東分326番地1 0837-52-5230
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	美祢市市民福祉部市民課 759-2292 美祢市大嶺町東分326番地1 0837-52-5230
9. 規則第9条第2項の適用 <input type="checkbox"/> 適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務を行う際には、本人からのマイナンバー取得や本人確認の徹底を行っている。住基ネット照会を行う際には、4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを原則としている。また、上記以外でも特定個人情報を取り扱う事務については複数人での確認を行うようにしている。特定個人情報を含む書類等は、施錠できる書庫等に保管することを徹底している。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対応は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月28日	4. 情報提供ネットワークシステムによる連携 ②法律上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠): 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,21,23,27,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,77,80,84,89,91,92,94,96,101,102,103,105,106,108,111,112,113,114,116,117,120の項 (別表第二における情報照会の根拠):なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない。) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報提供の根拠):第1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,14,15,16,20,22,23,24,25,27,28,31,32,33,37,38,39,41,43,45,47,48,50,51,53,55,56,57,58,59条(情報照会の根拠):なし	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠): 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,21,23,27,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,77,80,84,89,91,92,94,96,101,102,103,105,106,108,111,112,113,114,116,119の項 (別表第二における情報照会の根拠):なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない。) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報提供の根拠):第1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,14,15,16,20,22,22の2,23,24,25,26の3,27,28,31,32,33,37,38,39,40,41,43,43の3,43の4,44の2,45,47,48,49の2,50,51,53,55,56,57,58,59,59の2,59の3条(情報照会の根拠):なし	事後	
平成28年10月28日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民課長 杉原功一	市民課長 鮎川弘子	事後	
平成28年10月28日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年2月1日 時点	平成28年10月1日 時点	事後	
平成28年10月28日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年2月1日 時点	平成28年10月1日 時点	事後	
平成29年5月29日	4. 情報提供ネットワークシステムによる連携 ②法律上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠): 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,21,23,27,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,77,80,84,89,91,92,94,96,101,102,103,105,106,108,111,112,113,114,116,119の項 (別表第二における情報照会の根拠):なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない。) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報提供の根拠):第1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,14,15,16,20,22,22の2,23,24,25,26の3,27,28,31,32,33,37,38,39,40,41,43,43の3,43の4,44の2,45,47,48,49の2,50,51,53,55,56,57,58,59,59の2,59の3条(情報照会の根拠):なし	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠): 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,21,23,27,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,74,77,80,84,85の2,89,91,92,94,96,101,102,103,105,106,108,111,112,113,114,116,119の項 (別表第二における情報照会の根拠):なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない。) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報提供の根拠):第1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,14,16,20,22,22の2,23,24,25,26の3,27,28,31,32,33,37,38,39,40,41,43,43の3,43の4,44の2,45,47,48,49の2,50,51,53,55,56,57,58,59,59の2,59の3条(情報照会の根拠):なし	事後	
平成29年5月29日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民課長 鮎川弘子	市民課長 中嶋一彦	事後	
平成29年5月29日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年10月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年5月29日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年10月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年5月30日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	住民記録システム、住民基本台帳ネットワークシステム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	住民記録システム、住民基本台帳ネットワークシステム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、コンビニ交付システム	事前	
平成30年5月30日	4. 情報提供ネットワークシステムによる連携 ②法律上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠): 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,21,23,27,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,74,77,80,84,85の2,89,91,92,94,96,101,102,103,105,106,108,111,112,113,114,116,119の項 (別表第二における情報照会の根拠):なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない。) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報提供の根拠):第1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,14,16,20,22,22の2,23,24,25,26の3,27,28,31,32,33,37,38,39,40,41,43,43の3,43の4,44の2,45,47,48,49の2,50,51,53,55,56,57,58,59,59の2,59の3条(情報照会の根拠):なし	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠): 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,21,23,27,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,74,77,80,84,85の2,89,91,92,94,96,101,102,103,105,106,108,111,112,113,114,116,119の項 (別表第二における情報照会の根拠):なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない。) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報提供の根拠):第1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,14,16,20,22,22の3,22の4,23,24,24の2,24の3,25,26の3,27,28,31,31の2,33の3,2,33,37,38,39,40,41,43,43の3,43の4,44の2,45,47,48,49の2,50,51,53,55,56,57,58,59,59の2,59の3条(情報照会の根拠):なし	事後	
平成30年5月30日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年5月30日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
令和1年5月24日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民課長 中嶋一彦	市民課長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月24日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	令和1年5月24日 時点	事後	
令和1年5月24日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	令和1年5月24日 時点	事後	
令和1年5月24日	IVリスク対策	なし	追加		様式変更(評価項目追加)
令和2年6月20日	表紙-公表日	令和1年5月24日	令和2年6月20日	事後	再評価の実施
令和2年6月20日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号)第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第35条により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	事後	再評価の実施
令和2年6月20日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報提供の根拠):第 1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,14,16,20,22,22の3,22の4,23,24,24の2,24の3,25,26の3,27,28,31,31の2,331の3,2,33,37,38,39,40,41,43,43の3,43の4,44の2,45,47,48,49の2,50,51,53,55,56,57,58,59,59の2,59の3条(情報照会の根拠):なし	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報提供の根拠):第 1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,14,16,20,22,22の3,22の4,23,24,24の2,24の3,25,26の3,27,28,31,31の2,31の3,32,33,37,38,39,40,41,43,43の3,43の4,44の2,45,47,48,49の2,51,53,55,56,57,58,59,59の2,59の3条(情報照会の根拠):なし	事後	再評価の実施
令和2年6月20日	II-1及び2 いつ時点の計数か	令和1年5月24日 時点	令和2年6月20日 時点	事後	再評価の実施
令和3年2月28日	II-1及び2 いつ時点の計数か	令和2年6月20日 時点	令和3年2月28日 時点	事後	
令和3年9月1日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	番号法改正による号ズレ対応
令和8年2月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	美祿市が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、美祿市の住民に関する正確な記録を整備されなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住民法」という。)に基づき、作成されるものであり、美祿市における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、美祿市において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。また、住民法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住民ネット)を都道府県と共同して構築している。 美祿市は、住民法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、削除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第35条により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	市町村が住民を対象とする行政を適切に行い、また住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録を整備されなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住民法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 また、住民法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住民ネット)を都道府県と共同して構築している。 市町村は、住民法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、削除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 ⑪マイナポータルサービス検索、電子申請機能での転出届の受領 ⑫マイナポータルお知らせ機能を使用した届出人に対する通知 なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第35条により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	事後	再評価の実施
令和8年2月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	住民記録システム、住民基本台帳ネットワークシステム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、コンビニ交付システム	住民記録システム、住民基本台帳ネットワークシステム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、コンビニ交付システム、マイナポータル申請管理システム	事後	再評価の実施
令和8年2月27日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	住民票情報ファイル、本人確認情報ファイル、送付先情報ファイル	住民基本台帳ファイル、本人確認情報ファイル、送付先情報ファイル	事後	再評価の実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法律上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 住民基本台帳法(住基法)(平成25年5月31日法律第28号施行時点) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求による住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)(平成25年5月31日法律第28号施行時点) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求による住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)	事後	再評価の実施
令和8年2月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠): 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,21,23,27,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,74,77,80,84,85の 2,89,91,92,94,96,101,102,103,105,106,108,111,112,113,114,116,119の項 (別表第二における情報照会の根拠):なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない。) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報提供の根拠):第1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,14,16,20,22,22の3,22の4,23,24,24の2,24の3,25,26の3,27,28,31,31の2,31の3,32,33,37,38,39,40,41,43,43の3,43の4,44の2,45,47,48,49の2,50,51,53,55,56,57,58,59,59の2,59の3条(情報照会の根拠):なし	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1,2,3,5,7,11,13,15,20,28,37,39,48,53,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,91,92,96,106,108,110,112,115,118,124,129,130,132,136,137,138,141,142,144,149,150,151,152,155,156,158,160,163,164,165,166)の項 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない。)	事後	番号法改正による修正
令和8年2月27日	II-1及び2 いつ時点の計数か	令和3年2月28日 時点	令和8年2月1日 時点	事後	
令和8年2月27日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠		マイナンバー利用事務を行う際には、本人からのマイナンバー取得や本人確認の徹底を行っている。住基ネット照会を行う際には、4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを原則としている。また、上記以外でも特定個人情報を取り扱う事務については複数人での確認を行うようしている。特定個人情報を含む書類等は、施錠できる書庫等に保管することを徹底している。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対応は十分であると考えられる。	事後	様式改正によるもの
令和8年2月27日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		住民記録システム及び住基ネットへのアクセスは担当部署に所属する職員のみ限定しており、ID、パスワード、生体認証によってシステムへのログインを限定し、適切な管理を行っている。また、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式改正によるもの